県の取組（言換え例）

例１　障害→障がい

通知：H21年11月25日（適用：H21年11月28日）

　　　担当課：障がい福祉課

　　　経緯等

・「障害」の「害」という漢字の表記については、障がいのある方々や家族、関係団体※から、「害悪」、「公害」など負のイメージがあり、自分や家族の呼称に「障害」の文字が使われることに抵抗感を感じられ、表記を変更すべきであるとの意見が寄せられている。

　　　※とっとり自死遺族自助グループコスモスの会　代表　厨子麗子氏

・しかし、「障害」という用語をひらがな表記することについては様々な意見があり、「障害」という用語自体を変更すべきとの意見もあるが、現在はこれに替わる定着した用語がないのが実情である。

・この取扱いは、県では障がいのある方の思いを大切にし、共生社会の実現を推進するという観点から、今後「障害」を「障がい」と表記することを定めるものである。

例２　自殺→自死

通知：H25年7月24日

　　　　　　全国で島根県に次ぐ２番目

　　　担当課：健康政策課

経緯等

・「自殺」という言葉は、悪いイメージで語られ、多くの遺族がつらい思いをしていることに配慮し、鳥取県では、法律名など一部の用語を除き、原則として「自殺」という言葉に代えて「自死」という言葉を用いる。